資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九千八百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十三年十一月四日

掲載頁　九十三頁（号外第二三八号）

平成二十三年十二月二十七日

長野県下高井郡山ノ内町大字夜間瀬一三四一番地　よませリフト株式会社

代表取締役　畔上　平吉

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

平成二十三年十二月二十七日

兵庫県赤穂市加里屋中洲五丁目三三番地　前川産業有限会社

取締役　前川　晴美

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少し五百万円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十四年一月三十一日であり、株主総会の決議は、平成二十三年十二月十四日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社は特例有限会社であり、計算書類の公告義務はありません。

平成二十三年十二月二十七日

島根県松江市宍道町東来待二五〇七番地一　有限会社松石産業

代表取締役　小村　忍

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千百万円減少し百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

平成二十三年十二月二十七日

鹿児島市大黒町四番一一号日宝いづろビル六〇四号　有限会社総合キャリアカレッジ

代表取締役　東　祐一

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億五千万円、資本準備金の額を一億五千万円減少し、それぞれ一億円、零円とすることにいたしました。

ただし、平成二十四年一月二十日付で株式の発行により資本金及び資本準備金の額を増額いたしますので、効力発生日後の資本金及び資本準備金の額が同日前を下回ることはありません。

効力発生日は平成二十四年一月三十日であり、株主総会の決議は、平成二十三年十二月二十日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十三年七月二十七日

掲載頁　一一七頁（号外第一六三号）

平成二十三年十二月二十七日

岩手県釜石市港町二丁目一番一号　株式会社エヌエスオカムラ

代表取締役　松村　和彦

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十四年二月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十三年十二月二十七日

名古屋市中区錦三丁目五番二七号　名古屋紡績株式会社

代表取締役　平野　吉信

株式募集事項につき通知公告

当社は、株式募集事項につき、平成二十三年十二月十六日開催の取締役会において左記のとおり決議いたしましたので公告します。

記

一、募集株式の種類及び数　普通株式二千九百九十八株

二、払込金額又はその算定方法　一株につき金九十円

三、現物出資に関する事項　該当なし

四、払込期日又は期間等　平成二十四年一月十三日

五、増加資本金及び資本準備金　自己株式の処分により行うため該当なし

以　上

平成二十三年十二月二十七日

大阪府大阪市福島区鷺洲一丁目九番二号　山陽自動車運送株式会社

代表取締役社長　谷　昭人

限定承認公告

本籍宮城県石巻市中央三丁目三三番地、最後の住所宮城県石巻市中央三丁目六番一一号

被相続人　亡　髙橋　譲

右被相続人は平成二十三年三月十一日死亡し、その相続人は平成二十三年十二月十四日仙台家庭裁判所石巻支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十二月二十七日

埼玉県戸田市喜沢南一丁目四番一七―一二三号　限定承認者　青山　妙子

東京都千代田区内神田一丁目七番一号鎌倉橋ビル二階

右限定承認者代理人弁護士　中村　博明

限定承認公告

国籍韓国、最後の住所和歌山県和歌山市上三毛二八三番地

被相続人　亡　梅本浩次こと　金　浩二

右被相続人は平成二十三年五月十一日死亡し、その相続人は平成二十三年十二月二十一日和歌山家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十二月二十七日

和歌山県和歌山市杭ノ瀬二六九番地の七　相続財産管理人

梅本佑美こと　金　佑美

限定承認公告

本籍広島県江田島市江田島町中央二丁目丙一七五五九番地五、最後の住所愛媛県今治市延喜甲一八二番地　被相続人　亡　綿崎　勝

右被相続人は平成二十三年十月四日死亡し、その相続人は平成二十三年十二月十九日松山家庭裁判所今治支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十二月二十七日

愛媛県今治市延喜甲一八二番地　相続財産管理人　綿崎　勝利

訂正公告

平成二十三年十一月十八日（号外第二四八号）掲載の神道大岩霊園管理組合に係る無縁墳墓等改葬公告中、「一、墳墓等所在地　愛知県豊橋市南町裏一六〇番地」とあるは「一、墳墓等所在地　愛知県豊橋市大岩町字南町裏一六〇番地」の、「一、改葬を行おうとする者　愛知県豊橋市大岩町沢渡六番地一〇」とあるは「一、改葬を行おうとする者　愛知県豊橋市大岩町字沢渡六番地一〇」の誤りにつきそれぞれ訂正します。

平成二十三年十二月二十七日

愛知県豊橋市大岩町字沢渡六番地一〇　神道大岩霊園管理組合

組合長　鈴木　昭

正　誤

ページ	段	行	誤	正
一一二	一	一三	三	四（終りから）
〃	〃	〃	死亡の場所不詳（に同じ）	死亡の場所本籍
〃	〃	〃	三出生年月日不詳	出生年月日明治28年12月10日
〃	〃	〃	死亡の場所本籍	死亡の場所山形県長井市小出に同じ1451番地
〃	〃	〃	五県後の住所山形県長井市小出に同じ	五県後の住所本籍山形県長井市小出に同じ
〃	〃	〃	六死亡の場所山形県西置賜郡長井町に同じ	六死亡の場所本籍山形県西置賜郡長井町に同じ

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　十二月二十七日付第二八二　号九六ページ●同日付政府調達第二四二号四八ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部一三六円（本体一三〇円）　送料別（配送）